

(対応策その１０) 流出ＬＰガス容器の回収体制の構築

○各都道府県ＬＰガス協会に対し、震災時に大量に流出ＬＰガス容器が発生した際の回収体制について、回収、処理等の事項について、別紙１０を参考に、更に必要に応じて大規模災害時の対応の検討を深めた上で、あらかじめ取り決めておくことを要請。

※社団法人宮城県エルピーガス協会三陸支部気仙沼班では、平成２３年３月１９日以降９月末までの間、毎週水曜日の午前中に、津波により流されたＬＰガス容器について各事業者でエリアを決めて分担し、自社、他社を問わず回収作業を行った。

【流出容器等処理要綱】

愛知県エルピーガス協会「放置容器処理要綱」に加筆（下線部）

1 総 則

第1. 目 的

津波等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながるおそれもあることから、〇〇市町と連携して、〇〇市町に指定された集積所、〇〇県LPガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該LPガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（LPガス容器に限る。）を回収処理し、も
って容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

ただし、大規模災害により大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

第2. 事 務 局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は〇〇県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

LPガスを消費した後、所有者又は占有者に引きとられていないLPガス容器。

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所。

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供出来る充填所。

II 回収及び処理

第4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第5. 通 報

第4により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第6. 回 収

- (1) 事務局は第5の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書（様式1）を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた支部事務局又は支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書（様式2）を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、協会員の協力を得て当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第7. 処 理

事務局は第6(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書（様式3）により所有者等に引取り、又は容器譲渡書（様式4）の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のイ)ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第8. 引 渡 し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第9. 保 管

第7(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第10. 屑 化

- (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は・容器屑化依頼書（様式 5）により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。
- ① 容器所有者等から第7（1）による容器譲渡書を受理したとき。
 - ② 第7（2）イ）又はロ）により所有者等不明容器と判定したもの。
 - ③ 第7（2）による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。（6ヶ月14日後）
- (2) 指定集積所等は（1）により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

Ⅲ そ の 他

第11. ~~業務の推進体制~~

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安部会及び卸流通委員会が中心となって推進するものとする。

第12. 施 行 期 日

この要綱は〇〇年〇月〇日より施行する。

流出容器等通報記録書

		整理番号		
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名		
通 報 者	住 所			
	氏 名			
容器の放置 場所の状況 (目標)	放置場所 住所			
	目 標			
	放置の状況			
容器の形状 数 量	5 0 kg 3 0 kg 2 0 kg 1 0 kg	本 本 本 本	5 kg 2 kg その他 kg	本 本 本
回収依頼先	住所・電話			
	事業所名			
回収依頼日	年 月 日 時 分	連 絡 者		
備 考				

容 器 保 管 報 告 書

〇〇県エルピーガス協会 殿

事業所名 _____
 住 所 _____
 電 話 _____
 担当者名 _____

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所有者等判明容器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所有者等不明容器	50kg	本	
	20kg	本	
	30kg	本	
	50kg	本	
	その他 kg	本	

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県エルピーガス協会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿のLPガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式4の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項・

- ・ 事前に保管場所まで連絡してください。
- ・ 本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

年 月 日

〇〇県エルピーガス協会長 殿

容器所有（占有）者
住 所
氏 名
印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、L P ガス容器
については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号・ 番号					

以上

年 月 日

容器保管者

殿

〇〇県エルピーガス協会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状					
容器の記号・ 番号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

流出容器等処理要綱細則

1. 集 積

充てん所等からの集積は、毎年2月・6月・10月にそれぞれ実施する。

2. 容器回収等の費用

① 容器回収費

1本当たり〇〇〇円とし、容器回収報告書に基づき協会事業費より支出する。

② 容器引取費

1本当たり〇〇〇〇円とし、引取り者は回収者（集積所）に支払うものとする。

③ 容器集積費

容器保管費については、容器屑化費で賄うものとする。

3. この細則は〇〇年〇月〇日より施行する。

(対応策その１１) マイコンメーターの復帰対応など正確な情報の普及

○平成２３年度に、ＬＰガス安全委員会（注）において、地震によりいったん遮断したマイコンメーターの復帰対応の方法及びその際の留意点等について解説したパンフレット（別紙１１）を作成。

（注）ＬＰガスを使用する消費者に対し、保安に関する技術的知識の普及及び保安意識の高揚を図り、ＬＰガスの保安の確保に寄与することを目的とする団体。正会員（ＬＰガス関連団体）１８名のほか、特別会員として関係する省庁（経済産業省、消防庁、文部科学省、東京都）及び消費者団体（主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会）の計２４名で構成。「ＬＰガス消費者保安月間」である１０月を中心として、「ＬＰガス消費者保安キャンペーン」を毎年実施するなどの活動を実施。

○各都道府県ＬＰガス協会に対し、ＬＰガス販売事業者がこのパンフレット等を活用して、消費者にマイコンメーターの復帰対応など正確な情報を普及させるよう働きかけることを要請。

【マイコンメーターの復帰対応の方法及びその際の留意点等について解説したパンフレット】

安全・安心に お使いいただくために 地震時の対応

地震時対応LPガス保安ガイド



地震が発生したら、その時の対応は！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)



まず身の安全を

火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをしゃ断します。
(ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。)



揺れがおさまったら
器具栓

地震発生後の注意事項

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めてください。

※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願い申し上げます。



ガス漏れや避難するとき
閉める
ガスの元栓



閉める
ガスメーターバルブ



時計まわり
閉める
容器バルブ



LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先： 電 話：	

緊急時の連絡先は24時間無料で対応しています。

LPガス安全委員会／経済産業省

ガス使用を再開するときの安全確認

■次の場合はガスを使用すると危険です。

✓ **ガス漏れやガスの臭いがしていないかを確認！**

ガス漏れやガス臭いときは、ガスを使用せず器具栓、ガスの元栓、ガスメーターバルブおよび容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。

✓ **ガス器具に損傷がないかを確認！**

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

■余震や停電に注意してお使いください。

✓ **ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認し復帰を行ってください。**

「圧力が低下した時」や「大量漏えい」のしゃ断表示の場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

■地震時の機能

- ガス使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれたときなど、大量のガスが流れたとき、自動的にガスをしゃ断します。

■ガスしゃ断時の表示

- ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し、原因が表示されます。



※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

地震が発生した時など



ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。

■次の手順で復帰操作を行ってください。



※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中のガス器具使用のご注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大いため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス機器

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働きません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を開けて、給湯器の水抜きを行ってください。水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

(対応策その１２)「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」等の見直し

- 従来の「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」について、本資料に掲げられた具体的な対応策の内容を含め、津波対策も盛り込んで「ＬＰガス災害対策マニュアル」として改訂。
- 各都道府県ＬＰガス協会に対し、同マニュアルを参考に、各協会や各ＬＰガス販売事業者のマニュアル等の見直しを行うことを要請。

(対応策その１３) 震災対応のコアとなる人材の育成

○一般社団法人全国ＬＰガス協会は、平成２５年度より、都道府県ＬＰガス協会の役職員を対象に、「ＬＰガス災害対策マニュアル」を踏まえた講習会等を開催。

○都道府県ＬＰガス協会の役職員は、一般社団法人全国ＬＰガス協会による「ＬＰ災害対策マニュアル」を踏まえた講習会等を受け、会員に対し「ＬＰガス災害対策マニュアル」の趣旨を徹底することにより、設備の改善、連絡・報告体制の確立、災害に対する心構え等について周知徹底を図る。また、各都道府県ＬＰガス協会は、災害対策訓練計画等を策定するとともに、役職員がコアになり、その訓練を実施することにより災害発生時の災害活動が円滑に運営できるようにする。

○各事業者においても、災害対策訓練を実施することにより、災害発生時の災害活動が円滑に運営できるようにする。

（対応策その１４）震災対策に資する安全技術の開発、指針の策定等

○経済産業省においては、平成２５年度予算として、停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する「災害に備えた次世代液化石油ガス保安システムの調査研究」を要求（閣議決定）（別紙１２）。

○今後も有効な対策については積極的に検討していく。

石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費

3. 1億円（3. 1億円）

（別紙12）

商務流通保安グループ ガス安全室
03-3501-1672

事業の内容

事業の概要・目的

○技術開発等事業

①事故の未然防止のためのLPガス使用機器安全評価調査、②非破壊検査方法等の先進的手法を活用したバルク貯槽検査技術等高度効率化の調査研究、③停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する災害に備えた次世代液化石油ガス保安システムの調査研究を行います。

○安全技術普及事業

LPガス事故防止のため、①各地のLPガス販売事業者等に対する指導的役割を担う保安専門技術者の養成、各地のLPガス販売事業者等向けの講習会の実施等、②発生した事故の情報整理、原因分析、事故防止対策案の作成を行います。

○安全普及促進事業

LPガス事故防止のため、マスメディア等を通じてLPガス販売事業者、一般消費者等向けの保安広報等を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

委託

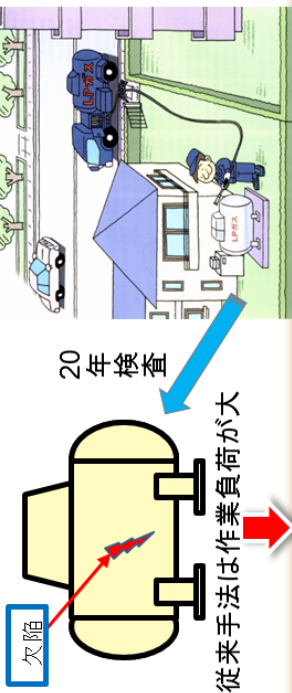
民間団体等

国

事業イメージ

○技術開発等事業

※バルク貯槽検査技術等高度効率化

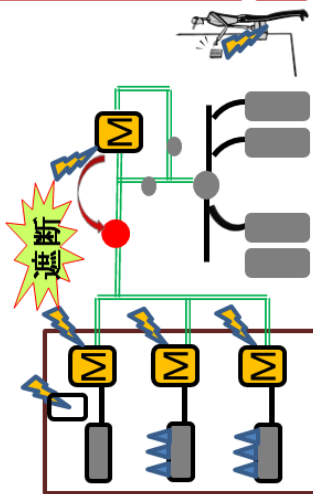


非破壊検査方法等の先進的手法の導入

- 他分野の調査、実機試験で検証→適用可能性の評価
- 検査手順、合否判定基準等の検討→検査基準の作成

※次世代液化石油ガス保安システムの例

震災対応機能



- ・各世帯使用状況と母管流量を比べ異常を検知して遮断
- ・監視センサーによるモニタリング
- ・宅内警報器等との連動

簡便なデータ収集

地震対策マニュアル分科会 委員

主 査	佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院
副主査	寺島 善仁	社団法人愛知県エルピーガス協会
委 員	兵頭美代子	主婦連合会
	鈴木 孝之	東京都環境局環境改善部環境保安課
	石井 勇司	静岡県危機管理部消防保安課
	森村 高幸	三重県防災対策部消防・保安課
	内倉 道博	一般社団法人全国LPガス協会
	佐藤 正道	社団法人宮城県エルピーガス協会
	松本 昭二	社団法人静岡県エルピーガス協会
	曾根 孝	一般社団法人兵庫県エルピーガス協会
	嶋崎 啓祐	社団法人高知県エルピーガス協会
	井出 登	一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会
	小林眞一郎	株式会社エフ・ユー
	富士原伸伍	カメイ株式会社
	雁部 勝治	株式会社ガス&ライフ
	難波 良二	伊丹産業株式会社
関係者	但馬 敏郎	経済産業省商務流通保安グループガス安全室
事務局	築別菊之進	高圧ガス保安協会液化石油ガス部

「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」の概要

◎平成24年3月、総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会において取りまとめられた、表記報告書の概要は以下の通り(委員は別添2のとおり。)

I. LPガスの被害の概観

- 震災発生直後に漏えい火災・爆発による死亡事故(自然災害に分類)が一件発生し、津波により多数のLPガス容器が流出したが、大きな二次災害はなし。
- 微少漏えい等は発生したが、マイコンメーターの対震遮断装置や各事業者の点検・調査により安全に比較的早い復旧を達成。
- いわゆる軒下在庫により従来の顧客は使用を継続、分散型エネルギーの特長を活かして避難所等でも活用されるなど、「災害に強いLPガス」が実証された。

II. 「14の対応策」

- 上記の通り、深刻な被害がなかったことから制度面での手当の必要性は指摘されていないものの、様々な課題・教訓は存在。
- これらを掘り起こし、関係者の自主的な取組を中心とした今後の震災に対する備えに万全を期すため、当面1年程度の間に更に具体的な検討の深掘りが求められる「14の対応策」を取りまとめ。

<14の対応策の内容>

1. 情報収集・発信体制の整備

(対応策その1) 日液協ルート等の追加

エルピーガス協会、日本液化石油ガス協議会及び経済産業省は、現在の、経済産業省本省から監督部等・都道府県経由とエルピーガス協会経由で都道府県協会をハブとする情報収集・発信ルートに加えて、「経済産業省本省～日本液化石油ガス協議会～LPガス販売事業者等」のルート(日液協ルート)等を追加する。

(対応策その2) 把握する情報の内容やタイミングの見直し

エルピーガス協会、日本液化石油ガス協議会及び経済産業省は、現在の情報収集・発信の方法について、市町村別の消費者戸数の実数の把握を進めるとともに、被害の大きさによっては、連絡が付いたか否か、被害なし・あり・不明の別などを把握できるような形に切り替えるなど、情報収集要請のタイミングや受け手側での情報共有の在り方も含めて見直し、情報収集・発信の意義と併せてLPガス販売事業者等に浸透させる。

2. 被災後の復旧対応

(1) 通信網の遮断及び停電

(対応策その3) 中核充てん所の整備

各都道府県協会は、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる「中核充てん所」を整備する。

(2) 点検・調査

(対応策その4) 企業の枠を超えた点検・調査の推進

エルピーガス協会及び経済産業省は、他社の顧客も含めた点検・調査がより多くの地域で実施されるよう、既に共通ルールが定められている都道府県協会の例を参考に、都道府県協会であらかじめ定めておくべき取り決め等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

なお、この取り決め等の内容としては、以下のような項目が考えられる。

- 一 応急的な点検・調査と本格的な点検・調査を明確に区分し、特に応急的な点検・調査についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず実施すること
- 一 応急的な点検・調査の実施時に販売勧誘活動を行わないこと
- 一 復旧後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として契約しているLPガス販売事業者が実施すること

(対応策その5) 車両の稼働の確保

エルピーガス協会及び経済産業省は、緊急車両の指定や燃料供給が円滑に行われるよう、都道府県協会と自治体や地域の石油関係業者との防災協定等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

(3) 協力体制

(対応策その6) 防災協定等の見直し

エルピーガス協会及び経済産業省は、今回の震災を踏まえた各方面の検討結果も踏まえて、支援物資に関する事項の他、避難所の情報、緊急車両の指定、災害時の広報等に関する事項を追加するなど、現行の防災協定等の改善点を取りまとめて各都道府県協会等に提示することにより、防災協定等の見直しや新たな締結を推奨する。

(対応策その7) 災害対応のための関係機関による中央連絡会議の設置等

エルピーガス協会及び経済産業省は、中央におけるエルピーガス協会の役割として、例えば、被災地の状況に応じた情報収集要員の派遣、関係機関による災害対応のための中央連絡会議の運営事務局、対応策の提案や応援要員・物資の提示等を位置付ける。

(4) 顧客の保安データ等の確保

平時からの顧客のデータの管理方法の例

(事業者単独による対応)

- ・ 定期的に顧客のデータを電子媒体、紙媒体等の持ち出し可能な形に保存し、比較的安全な地域に居住するLPガス販売事業者等の責任者の自宅等において保管

- ・定期的に顧客のデータを電子媒体、紙媒体等の持ち出し可能な形に保存し、避難時の優先持ち出しリストに明示するとともに持ち出しルールを整備
- ・電子化された顧客のデータをクラウドコンピューティングを活用して保管

(他事業所、他事業者を含めた対応)

- ・本社と支社とで電子化された顧客のデータを二元管理
 - ・ＬＰガス卸売事業者、ＬＰガス販売事業者、ＬＰガス配送事業者、保安機関等縦系列内の他事業者との間で電子化された顧客のデータを共有し、二元管理
 - ・地域の比較的安全な地域に立地する保安センター等を活用し、各ＬＰガス販売事業者等と当該保安センター等とで電子化された顧客のデータを二元管理

3. 設備・機器面における対応

(1) 地震及び津波による被害の設備・機器による防止

(対応策その8) 段階1：地震及び津波による一次的な物理的被害の防止

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、地震及び津波による、ＬＰガス供給設備等の破損やＬＰガス容器の転倒、流出といった一次的な物理的被害の防止のための具体的な対策について検討を深め、その普及を図る。

(対応策その9) 段階2：ＬＰガス容器からのガスの漏えい・放出の防止

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、ＬＰガス供給設備等の破損やＬＰガス容器の転倒、流出といった一次的な物理的被害が生じた場合におけるＬＰガスの漏えい・放出の防止のための具体的な対策について検討を深め、その普及を図る。

(2) 流出ＬＰガス容器の回収

(対応策その10) 流出ＬＰガス容器の回収体制の構築

エルピーガス協会及び経済産業省は、大規模な災害が起きた場合の流出ＬＰガス容器の回収・保管作業が円滑に進められるよう、今回の震災で実際に回収・保管を行った都道府県協会の例を参考に、都道府県協会であらかじめ定めておくべき手順や体制等のひな形を作成し、都道府県協会における具体化を推奨する。

(3) マイコンメーターの復帰

(対応策その11) マイコンメーターの復帰対応など正確な情報の普及

ＬＰガス安全委員会及び経済産業省は、震災によりいったん遮断したマイコンメーターについての消費者自らの復帰対応の方法及びその際の留意点などについて、消費者に対する一層の周知を図る。

4. その他

(対応策その12) 「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」等の見直し

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」について、今回の震災の教訓や津波対策の視点等を盛り込んだ上で改訂版を作成するとともに、講習会等によりその活用を図る。また、エルピーガス協会及び経済産業省は、エルピーガ

ス協会としての対応マニュアル等を整備し、都道府県協会における活用を図る。

（対応策その１３）震災対応のコアとなる人材の育成

エルピーガス協会及び経済産業省は、震災対応において現場で中心的役割を担う都道府県協会の職員を対象に、講習会等の開催等による人材育成を図る。

（対応策その１４）震災対策に資する安全技術の開発、指針の策定等

高圧ガス保安協会及び経済産業省は、震災対策に資する安全技術の開発や指針の策定等の具体的なテーマの検討・実施を行う。

(別添2)

総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会
液化石油ガス部会 委員

部会長

坪井 孝夫 国立大学法人横浜国立大学名誉教授

委 員

池島 賢治	一般社団法人日本ガス協会常務理事
川本 宜彦	社団法人エルピーガス協会会長
作田 穎治	高圧ガス保安協会会長
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
内藤 英代	消費科学連合会
内藤 弘康	一般社団法人日本ガス石油機器工業会会長
中村 豊	東京都環境局環境改善部長
南部 鶴彦	学習院大学経済学部教授
平野 敏右	国立大学法人東京大学名誉教授
松澤 純	日本LPガス協会会長
松村 知勝	一般社団法人日本コミュニティーガス協会専務理事
三浦 佳子	消費生活コンサルタント
矢崎 裕彦	社団法人日本エルピーガス供給機器工業会会長
柳島 佑吉	株式会社産業経済新聞社客員論説委員

(平成24年3月1日現在。敬称略、五十音順。)